

令和5年2月6日

【麻しん風しん混合(MR)ワクチン】 有効期限切れワクチンの接種について

本市は千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業に参加し、県内の接種協力医師による定期予防接種を実施しております。

このたび、船橋市内の1医療機関において、接種対象者(被接種者)に対し、有効期限が過ぎたワクチンを誤って接種したことが判明しました。

市と医療機関で健康状態を確認しましたが、健康被害等は発生していないことを確認しています。

1. 被接種者への接種状況

- ① 接種日・被接種者:令和5年1月13日 女児 6歳5か月
- ② 接種ワクチン:麻しん風しん混合(MR)ワクチン
- ③ ワクチンの有効期限:令和4年12月15日

2. 経過

- 1月13日 麻しん風しん混合(MR)ワクチンを接種
- 2月 1日 医療機関において有効期限切れワクチンの使用を認知
被接種者の保護者に連絡、謝罪
市に報告(市において認知)
- 3日 医療機関より事故報告書を受理
市から被接種者の保護者に連絡、謝罪
医療機関に連絡、今後の再発防止策について指導

3. 今後の対応について

被接種者の健康状態の観察を継続するとともに、当該医療機関にはワクチンの有効期限等の安全管理の指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。